

大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの除去等を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する建築物(国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)をいう。
- (3) アスベスト含有調査 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に規定する住宅・建築物アスベスト改修事業(以下「アスベスト改修事業」という。)のうち、住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査をいう。
- (4) アスベスト除去等 アスベスト改修事業のうち、住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み(アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。)又は吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物の除却をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に定める事業を実施する補助対象建築物の所有者又は管理者とする。ただし、特段の事由により所有者又は管理者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、アスベスト調査台帳に掲載された建築物に対して行うアスベスト含有調査又はアスベスト除去等工事であって、それぞれにつき次の各号に掲げる内容を満たすものとする。

- (1) アスベスト含有調査

ア 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める

分析機関が実施する調査であること。

イ 建築物石綿含有建材調査者により、アスベスト含有吹付け建材が施工されていることが確認された補助対象建築物に係る調査であること。

(2) アスベスト除去等工事

ア 吹付けアスベスト等が施工されている補助対象建築物の工事であること。

イ 除去等の計画の策定を建築物石綿含有建材調査者が行い、当該計画に基づき実施する工事であること。

ウ 除去等を行う施工業者は、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業(建築技術)によって審査証明された吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法を施工できるもの又は同等以上のものであること。

エ 補助対象建築物が耐火性能を要する建築物である場合は、除去後において、建築基準法(昭和25年法律第201号)の耐火規定に適合するものであること。

(補助対象経費等の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、第6条の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、第7条の審査の結果、補助しないことを決定したときは、大垣市民

間建築物アスベスト対策事業補助金却下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、第1項の通知を受けた後でなければ補助事業に着手することができない。

(申請の取下げ)

第10条 第7条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第7条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容等第6条の申請に係る事項の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、変更交付額等を決定し、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市民間建築物ア

スベスト対策事業補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助対象経費	補助率	限度額
アスベスト含有調査	分析調査に要する費用のうち分析機関に対して支払う費用(消費税等を除く。)	10/10	250,000円
アスベスト除去等工事	除去等に要する費用及び耐火性能を受け持っていたアスベストを除去した結果、露出した鉄骨等の部材について、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用(消費税等を除く。)	2/3以内	3,000,000円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書

年度民間建築物アスベスト対策事業について、補助金の交付を受けたいので、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 民間建築物アスベスト対策事業
- 2 補助事業の内容 含有調査 除去等
- 3 補助事業完了予定日 年 月 日
- 4 補助交付申請額 千円
(補助事業に要する経費 千円)
- 5 補助金交付申請額の算出方法及び経費の配分(別紙1)
- 6 事業計画書 (別紙2)

別紙1

交付申請額の算出方法及び経費の配分 (年度分)

(単位：千円)

種別		事業費 a	補助対象 事業費 b	補助率	補 助 申請額 c	備考
アスベスト含有調査費				10/10		
アスベスト除去等費				2/3		
合計						
総計	今回交付申請額					
	既交付決定額					
	変更増減額					

(注)1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 事業が2年以上にわたる場合は、年度ごとに作成すること。

事業計画書

① <建物概要>

建物名称				
建物所在地	大垣市			
建物規等	建築年次		階数	
	用途		構造	
	延べ面積	m ²		
アスベスト施工部位の概要	室名称		施工面積	概ね m ²
	部位			

② <事業概要>

(1) アスベスト含有調査

対象施設名称	調査対象面積 (m ²)	事業費 (千円)	実施業者名

(2) アスベスト除去等

対象施設名称	施工面積 (m ²)	単価 (千円/m ²)	事業費 (千円)	補助対象事業費 (千円)	実施業者名

第2号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

大垣市長



大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアスベスト対策事業に対する補助金の交付については、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第7条及び第8条の規定により、次のとおり決定します。

1 補助金交付決定額 千円

2 補助事業完了予定期日 年 月 日

3 交付条件

(1) 補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は年 月 日付けの交付申請書のとおりとする。

(2) この補助金の対象となる事業の実施に当たっては、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

※事業の収支を明らかにした帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

第3号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

大垣市長

印

大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあったアスベスト対策事業に対する補助金の交付については、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第7条の審査の結果、補助しないことを決定したので通知します。

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定額を変更したいので、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の名称 民間建築物アスベスト対策事業

2 補助事業の内容

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

4 変更を必要とする理由

5 補助金変更交付額

交付決定額 千円

変更交付申請額 千円

差引増減額 千円

6 変更交付申請額の算出方法等(別紙1及び2)

別紙1

交付申請額の算出方法及び経費の配分 (年度分)

(単位：千円)

種別	事業費 a	補助対象 事業費 b	補助率	補 助 申請額 c	備考
アスベスト含有調査費			10/10		
アスベスト除去等費			2/3		
合計					
総計	今回交付申請額				
	既交付決定額				
	変更増減額				

(注)1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 事業が2年以上にわたる場合は、年度ごとに作成すること。

事業計画書

① <建物概要>

建物規等	建築年次		階数	
	用途		構造	
	延べ面積	m ²		
アスベスト施工部位の概要	室名称		施工面積	概ね m ²
	部位			

② <事業概要>

(1) アスベスト含有調査

対象施設名称	調査対象面積(m ²)	事業費(千円)	実施業者名

(2) アスベスト除去等

対象施設名称	施工面積(m ²)	単価(千円/m ²)	事業費(千円)	補助対象事業費(千円)	実施業者名

③ <作業工程表>

予定施工期間 年 月 日 ~ 年 月 日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

④ <申請書に添付を要する図書>

- 変更に係る図書すべて

第5号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

大垣市長



大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアスベスト対策事業に対する補助金の交付について、次の通り交付決定額を変更したので、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 補助金交付変更額

変更交付決定額 千円

前回交付決定額 千円

変更増減額 千円

年 月 日

大垣市長 様

所在地
名称
代表者氏名

㊟

大垣市民間建築物アスベスト対策事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了しましたので、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称 民間アスベスト対策事業費
- 2 補助事業の内容 含有調査 除去等
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金の交付決定額 千円
補助金の精算額 千円
- 4 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 関係書類
 - (1) 補助事業の実施状況及び支払い内訳書(別紙1)
 - (2) 分析結果報告書の写し(※1)
 - (3) 建築物石綿含有建材調査者が策定した除去等の計画書による実施報告書(※2)
 - (4) 除去後の濃度測定結果報告書の写し(※2)
 - (5) 関係法令届出書等の写し(※2)
 - (6) 領収書の写し
 - (7) 施工状況及び完了写真(含有調査の場合は試験体採取状況)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
(※1 調査のみ)(※2 除去等のみ)

別紙1

<実施状況>

種 別	計画事業量	完了事業量	着手年月日	完了年月日
<input type="checkbox"/> 含有調査 <input type="checkbox"/> 除去等	m ²	m ²		

<支払い内訳>

種 別	契 約		請負業者名	支 払	
	年月日	金 額		年月日	金 額
<input type="checkbox"/> 含有調査 <input type="checkbox"/> 除去等					

第7号様式(第13条関係)

年 第 号
月 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

大垣市長



大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった 年度民間
建築物アスベスト対策事業補助金については、大垣市民間建築物アスベスト
対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり確定したので通知
します。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 補助事業の名称 | 民間建築物アスベスト対策事業 |
| 2 確定補助金額 | 千円 |
| 交付決定補助金額 | 千円 |
| 返還金額 | 千円 |

第8号様式(第14条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
名称
代表者氏名

㊟

大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知を受けた補助金について、大垣市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 補助事業の名称 | 民間建築物アスベスト対策事業 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 既交付額 | 円 |
| 4 今回請求額 | 円 |